



株式
会社

クリーン☆アップ[®]

<http://www.clean-up.co.jp>

退職金規定



改正 2002年（平成14年）4月1日
改正 2016年（平成28年）4月1日
改正 2022年（令和4年）4月1日

退職金規程

（目的）

第一条 本規程は、就業規則第61条の定めに基づき、従業員の退職金に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第二条 本規程は、就業規則第3条第四号社員を除く第一号から第六号の従業員に対し適用する。

（退職金規定の管理運用方法について）

第三条 第二条の社員に対し支払われる退職金の管理運用方法については全て公益財団法人札幌市中小企業共済センター（以下さっぽーとさっぽろ）の特定退職金共済制度によるものとする。また、さっぽーとさっぽろの制度上存在するリスクについて会社は一切保証しない。

（共済掛金の額）

第四条 退職金共済掛金は福利共済会費分を含め1人1ヶ月20,000円としその全額を会社が負担する。ただし、就業規則第3条第二号のワーカーライフバランス正社員については退職金共済掛金に就業率を乗じ福利共済会費を加えた額を1000円単位に切り上げた月額掛金とする。また、就業規則第3条第一号並びに第二号及び第四号を除く従業員については福利共済会費を含む月額1000円とする。

- ② 前項の内、平成23年3月31日以前に入社した就業規則第3条第一号社員についての退職金共済掛金は福利共済会費分を含め1人1ヶ月30,000円とする。ただし当該社員において就業規則第3条第二号社員へ転換した場合は退職金共済掛金に就業率を乗じ福利共済会費を加えた額を1000円単位に切り上げた月額掛金とする。

（共済資格取得日について）

第五条 入社日がその月の1日となっている場合はさっぽーとさっぽろが定める同じ月の締め切り日までに、それ以降の入社日の場合は翌月に加入申請する事がある。申請後の福利共済資格取得日並びに退職金共済資格取得日についてはさっぽーとさっぽろの定めるところとする。

（業務災害における保険について）

第六条 会社が加入する業務災害総合保険（損害保険会社商品）がある場合で業務従事中に万一の事故が発生し死亡または後遺障害を患った場合、その被災社員又はご遺族に全額支払う事になっている保険金については、就業規則第18条第1項（ア）の場合に限り本規定の退職金に加える退職金として支払う。金額については保険の契約書面通知または社内等に掲載する。

附 則 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。